

株式会社 京都銀行

京都市下京区扇丸通松原上る  
郵便番号 600-8652

暮らしに役立つ景品プレゼント

## 「京銀ウインタープラン」の実施について

- 平成 19 年 12 月 3 日 (月) ~ 平成 19 年 12 月 28 日 (金) -

京都銀行 (頭取 柏原 康夫) では、平成 19 年 12 月 3 日 (月) から「京銀ウインタープラン」を実施しますのでお知らせいたします。

「京銀ウインタープラン」では、平成 19 年 12 月 3 日 (月) から 12 月 28 日 (金) までの期間中に、定期預金や投資信託、外貨定期預金、国債等を一定のお取引内容以上で新規または増額契約いただいた個人のお客さま先着 30,000 名様に、「サランラップ バラエティギフト」をプレゼントいたします。

## 記

## 1. 実施期間

平成 19 年 12 月 3 日 (月) ~ 平成 19 年 12 月 28 日 (金)

## 2. プレゼントの内容

対象商品を新規または増額契約いただいた個人のお客さまに次のとおりプレゼントいたします。(ATM・ダイレクトバンキングでのお取引も対象)

対象商品	金額	プレゼント内容	対象人数
・定期預金 ・投資信託 ・外貨定期預金 ・国債等	30万円(相当額)以上	サランラップ バラエティギフト	先着 30,000名様

### 3. 投資信託・外貨預金・国債等に関するご購入時のご注意事項について

#### 投資信託に関するご注意事項

投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書（目論見書）等により必ず内容を十分ご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（目論見書）等は、京都銀行の本支店等にご用意しております。

投資信託は、預金ではありません。

銀行で取り扱う投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。

投資信託は、値動きのある債券・不動産投信・株式などの有価証券（外国証券については為替変動リスクもあります）等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および分配金が保証されるものではなく、元本を割り込むことがあります。

投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

投資信託には、買付時のお申込手数料（申込金額に対し最高 3.15% < 税込 >）ならびに換金時の信託財産留保額（基準価額に対し最高 0.5%）が必要となり、保有期間中は信託報酬（純資産総額に対し最高年率 2.10% < 税込 >）、監査費用、売買委託手数料、外貨建資産の保管などに要する費用等が信託財産から支払われます。また、一部のファンドでは、解約時に解約手数料（1 万口あたり最高 105 円 < 税込 >）が必要なものがあります。ファンド毎に異なりますので、詳細は投資信託説明書（目論見書）等によりご確認ください。

これら手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。また、証券取引所等の取引停止などやむを得ない事情があるときは、ご換金の申込受付を中止すること等があり、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了（償還）されることがあります。

京都銀行は販売会社であり、設定・運用は各運用会社（投資信託委託会社）が行います。

#### 外貨預金に関するご注意事項

円を外貨にする際（お預入時）および外貨を円にする際（お引出時）は為替手数料（1 米ドルあたり往復 2 円、1 ユーロあたり往復 3 円、1 豪ドルあたり往復 4 円）がかかります。

為替相場の変動により為替差損が生じ、円貨額ベースで元本割れとなることがあります。また、往復の為替手数料（例：1 豪ドルあたり 4 円）がかかるため、為替相場に変動がなくても、お引出時の円貨額がお預入時の払込円貨額を下回ることがあります。外貨預金へのお預入れ・お引出しは、お客さまの意思でおこなっていただくもので、外貨預金取引において、為替差損・為替差益が発生しても当行は一切責任を負いません。

中途解約は原則としてお取扱いいたしません。ただし、当行がやむをえないと認めた場合は、解約日におけるお預入通貨の外貨普通預金利率を適用したお利息とともに払い戻します。

外貨預金を外貨のままお預入れ・お引出しの場合は、それぞれ 1 米ドルあたり 1 円 80 銭（お預入時・お引出時）、1 ユーロあたり 6 円（お預入時・お引出時）、1 豪ドルあたり 6 円 40 銭（お預入時）・7 円 70 銭（お引出時）の手数料をご負担いただきます。また、旅行小切手（T/C）でのお預入れやお引出し、外貨建送金のお取扱いの場合には、別途手数料をご負担いただきます。

外貨預金には、当行の信用状況によっては、お客さまが損失を被るリスクがあります。また、外貨預金は預金保険制度の対象外となっております。

自動継続型において、満期日までに継続を停止する申出がない場合には、満期日に同じお預入期間で自動的に書替え継続します。

詳しくはホームページ、または店頭にご用意している説明書（契約締結前交付書面等）をご覧ください。

### 国債等に関するご注意事項

債券の価格は、市場の金利水準に対応して変動しますので、償還前に換金する場合には、損失が生じるおそれがあります（個人向け国債以外）。

個人向け国債は、発行から「変動・10年」が1年経過するまで、「固定・5年」は2年経過するまでは原則として中途換金できません。ただし、保有者ご本人が亡くなられた場合又は、災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、「変動・10年」は1年未満、「固定・5年」は2年未満であっても換金できます。

個人向け国債の中途換金時には「変動・10年」は直近2回分、「固定・5年」は4回分の税引前利子相当額が差し引かれるため、受取総額が投資総額を下回る可能性があります。平成20年4月15日以降に中途換金される場合は、「変動・10年」は直近2回分、「固定・5年」は4回分の税引前利子相当額に0.8を乗じた金額が差し引かれます。

発行者の信用状況の悪化等により、元利払いが滞ったり、支払不能が生じる可能性があります。

公共債を購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただくことになります。

既発債（既に発行されている債券）等をご購入の場合は、別途経過利子が必要となります。

クーリング・オフ（書面による解除）の対象にはなりません。

利払日および償還日の前7営業日間は売買を行うことができません。

詳しくは窓口にご用意している契約締結前交付書面をよくお読みください。

商号：株式会社京都銀行（登録金融機関） 登録番号：近畿財務局長（登金）第10号

加入協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

この広告は京都銀行が作成したものです。

以上